

申告書確認表

確 認 対 象 連結事業年度		担 当 者	役職：
確 認 実 施 日			役職：

この確認表は、誤りが生じやすいと認められる事項について取りまとめたもので、皆様が申告書を提出される直前の自主的な点検にご活用いただくことを目的として作成しております。
確認表は、税務調査等の機会に活用状況を確認させていただくことを予定しております。

項 目	No.	確 認 内 容	確 認 結 果		
共通事項	1	当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	2	各別表に記載している前連結事業年度からの繰越額（期首現在連結利益積立金額等を含みます。）は、前連結事業年度の申告書の金額と一致していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	3	法人税関係特別措置の適用を受ける場合、適用額明細書を添付していますか（租特透明化法第3条参照）。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
法人税額の計算 別表一の二（一）	4	当連結事業年度終了の時における連結親法人の資本金の額若しくは出資金の額が1億円超であるか、又は連結親法人が一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されているにもかかわらず軽減税率を適用していませんか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
同族会社等の判定 別表二	5	21欄又は22欄に記載すべきものを19欄又は20欄に記載していませんか。 また、同一の株主グループに含めて判定すべき法人株主を別の株主グループとしていませんか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	6	17欄が50%超で、当連結事業年度終了の時における連結親法人の資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の場合又は連結親法人が一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されている場合、別表三の二を作成していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	7	連結親法人の貸借対照表に自己株式を計上している場合、その自己株式数を1欄の内書に記載し、その内書きした数を3欄及び12欄において分母から除いて割合を算出していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
連結所得金額の計算 別表四の二、 五の二（一）	8	別表四の二の1欄又は56欄の金額は、それぞれ各連結法人の別表四の二付表の1欄又は56欄の金額の合計額と一致していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	9	別表四の二と別表五の二（一）の検算額は、別表五の二（一）の20④欄の金額と一致していますか。 【検算式】 〈納付の場合〉 別表四の二の56②欄 ＋ 別表五の二（一）の20①欄 ＋ 別表五の二（一）の16～19の③欄の合計額 － 別表五の二（一）の16③確定欄 － 別表一の二（一）の15欄 ＝ 別表五の二（一）の20④欄 〈還付の場合〉 別表四の二の56②欄 ＋ 別表五の二（一）の20①欄 ＋ 別表五の二（一）の16～19の③欄の合計額 － 別表五の二（一）の16③確定欄 － 別表一の二（一）の19欄 ＝ 別表五の二（一）の20④欄	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	10	別表五の二（一）の1欄～13欄の金額は、各連結法人の別表五の二（一）付表一の19欄の金額をそれぞれ記載していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
租税公課 別表五の二（二）	11	各欄の金額は、各連結法人の別表五の二（二）付表の各該当欄の金額の合計額となっていますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	12	5、10、16、21及び30～35の⑤欄でプラス表示している金額は、別表四の二の14欄、17欄、18欄及び20欄の金額と一致していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	13	5、10、16及び21の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等（いずれも還付加算金を除きます。）の額で、各連結法人において雑収入等に計上しているものを別表四の二の25欄又は26欄で減算していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	14	25③欄及び④欄でプラス表示している金額を、別表四の二で減算していますか。 また、マイナス表示している還付事業税の額を別表四の二で加算していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	15	「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税の額若しくは外国法人税等の額を別表四の二で減算していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
外国税額控除 別表六の二（二）	16	41①欄の金額は、各連結法人の別表六の二（二）付表の45①欄の金額の合計額と一致していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	17	8欄、10欄又は11欄の金額は、それぞれ各連結法人の別表六の二（二）付表の4欄、5欄又は2欄の金額の合計額と一致していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	18	12欄の金額は、各連結法人の別表六の二（二）付表の13欄の金額の合計額と一致していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当

申告書確認表

項 目	確 認 内 容		確 認 結 果		
	No.				
試験研究費に係る法人税額の特別控除 別表六の二(三)	19	8 欄の金額の計算において30/100を適用していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	20	1 欄の金額が27欄、28欄又は29欄の金額以下の場合、21欄の金額を0としていますか。 また、25欄又は29欄の金額は、前連結事業年度の別表六の二(三)の1 欄の金額と一致していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
繰越連結欠損金 別表七の二付表一	21	2 欄の金額は、連結欠損金控除前の連結所得金額の80/100相当額となっていますか（当連結事業年度終了の時における連結親法人の資本金の額又は出資金の額が1 億円以下の場合で、一又は完全支配関係がある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5 億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されていないときを除きます。）。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
受取配当等の益金不算入 別表八の二	(受取配当等の額)				
	22	22欄、25欄又は29欄の金額に益金不算入の対象とならないものの額を含めていませんか。 (例) 公社債の利子、公社債投資信託等・MMF（追加型公社債投資信託）・J-REIT（不動産投資信託）からの分配金、オープン投資信託の特別分配金、外国法人・特定目的会社・投資法人・匿名組合からの分配金等の額	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	23	22欄の金額に、その配当等の額の計算期間の開始の日から末日まで継続して完全支配関係を有していた法人からの配当等に該当しないものの額を含めていませんか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	24	23欄の金額に、その配当等に係る株式等の保有割合が25%以上で配当等の支払の効力発生日までの保有期間が6 月以上のものに該当しないものの額を含めていませんか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	25	27欄に記載した証券投資信託の収益の分配金の額について、その分配金の1/2（運用対象が外貨建資産等で、外貨建資産割合又は非株式割合が50%超75%以下のものは1/4）相当額を益金不算入の対象としていますか（運用対象が外貨建資産等で、外貨建資産割合又は非株式割合が75%超のものは益金不算入の対象外となります。）。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	(負債利子等の額)				
	26	3 欄の金額は、各連結法人の損益計算書の支払利息（社債利息及び手形の割引料等を含みます。）の額の合計額（別表四の二付表において、支払利息等に係る申告調整を行っている場合には、その調整後の金額）と一致していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	27	4 欄の金額に、他の各連結法人に対して支払う社債利息及び手形の割引料等の額のうち他の連結法人によって保有されている部分に相当する額を含めていませんか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	28	最初連結事業年度の場合、前期末現在額（16欄～21欄）を0としていますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	29	18欄の金額は、各連結法人の貸借対照表の金額に法令第155条の8 及び連基通3－2－7～3－2－9の調整をした後の金額となっていますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
	30	19欄～21欄の金額は、別表五の二(一)付表一に記載しているその他有価証券に係る評価損益を調整した後の金額となっていますか（純資産の部に有価証券評価差額を計上している場合は、調整する金額は税効果適用前の金額となります。）。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
寄附金の損金算入額 別表十四の二	31	10欄の金額は、連結親法人の別表五の二(一)付表一の30④欄の金額（マイナスの場合は0）を記載していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
交際費等の損金算入額 別表十五の二	32	当連結事業年度終了の日における連結親法人の資本金の額若しくは出資金の額が1 億円超であるか、又は連結親法人が一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5 億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されているにもかかわらず、中小連結法人に係る定額控除制度を適用していませんか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当

表中の法令・通達は、以下の略語を用いています。

法令 法人税法施行令
連基通 連結納税基本通達
租特透明化法 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律